

災害廃棄物受入処理事業について（岩手県山田町分）

Q1 なぜ、岩手県山田町の災害廃棄物を都内で受入処理するのですか。

岩手県山田町では、災害廃棄物（木くず等の可燃物）は、現地等の清掃工場及び仮設焼却炉で処理していますが、当該施設では処理することのできない混合廃棄物は、山積みのままになっている状況です。

岩手県ではこの混合廃棄物の県内処理先を検討しましたが、廃プラスチックを多く含む高カロリーな災害廃棄物を処理できる施設の処理能力が足りないことから、東京都への処理依頼を行いました。

Q2 なぜ、今まで依頼がなかったのですか。

依頼を受けた混合廃棄物は、廃プラスチックを中心としたもので、木くずなどに比べて腐敗や発酵による火災の危険性が低いため、処理が後回しになっていました。

今回、災害廃棄物（木くず等の可燃物）の処理に一定の目処が立ったことから、混合廃棄物について、東京都への処理依頼を行いました。

Q3 いつから受け入れるのですか。

7月上旬に都内に搬入され、処理を開始します。

Q4 岩手県山田町の災害廃棄物（混合廃棄物）は、都内のどこで処理するのですか。

建設解体廃棄物などの混合廃棄物を処理する能力を有している産業廃棄物処分業者が処理します。

- ・ 平成25年7月～平成24年9月分の処理フローは[こちら](#)をご覧ください。

Q5 なぜ、岩手県山田町から直接都内に運搬せず、岩手県大槌町を経由するのですか。

岩手県山田町の災害廃棄物処理ヤードでは、膨大な不燃物の処理を行っているため、混合廃棄物を東京都に搬出するための十分なヤードを確保することができない状況です。

また、岩手県大槌町の東京都搬出ヤードは、平成25年4月末に大槌町の災害廃棄物の搬出が終了するため使用可能となります。

このことから、岩手県大槌町から搬出することで、新たなヤードを構築するコストや労力を削減したいという意向を岩手県から聞いています。